４　法第三百二十一条の八第五十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第五十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

５　法第三百二十一条の八第六十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第三百二十一条の八第五十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四　法第三百二十一条の八第六十三項の規定の適用をやめようとする理由

［五　略］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の九　［略］

２　政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一　略］

二　法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十七項第三号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。）の対象であることを明らかにする書類

［三　略］

第十条の二の十　削除

４　法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

５　法第三百二十一条の八第五十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　法第三百二十一条の八第四十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四　法第三百二十一条の八第五十三項の規定の適用をやめようとする理由

［五　同上］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の九　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十七項第三号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

［三　同上］

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の十　政令第四十八条の十五の四第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の二様式とする。

２　政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　連結親法人（法第三百二十一条の八第二十三項に規定する連結親法人をいう。）が第三百二十一条の十一の三第一項の申立てをしたことを証する書類

二　法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三　政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類